

市・県民税(個人住民税)の申告

2月5日(木)～3月16日(月)

市民税課 ☎224-5640

申告・相談の受付日程

期間中、市民税課(本庁舎2階)での申告相談はできません。各会場をご利用ください。

■第1会場

受付時間：午前9時～午後3時

3月					2月																	
16日(月)	11日(水)	10日(火)	6日(金)	5日(木)	4日(水)	3日(火)	2日(月)	25日(水)	24日(火)	23日(月)	20日(金)	19日(木)	18日(水)	17日(火)	16日(月)	13日(金)	12日(木)	10日(火)	9日(月)	6日(金)	5日(木)	
本庁舎7階会場	やまぶき会館	センター	農業ふれあい	やまぶき会館	霞ヶ関市民センター	霞ヶ関市民センター	北部地域ふれあいセンター	メルト	大東市民センター	ジョイフル	福原市民センター	南古谷市民センター	高階南公民館	高階南公民館	メルト	霞ヶ関市民センター	大東市民センター	高階南公民館	高階南公民館	メルト	霞ヶ関北公民館	やまぶき会館

■第2会場

市・県民税の申告のみ受け付けます(所得税の還付申告・確定申告は受け付けてできません)。

受付時間：午前9時～午後4時

2月		
24日(火)	23日(月)	16日(月)
本庁舎7階会場	本庁舎7階会場	本庁舎7階会場

*「市・県民税申告書」、「市・県民税申告の手引き」は、市民税課・市民センター・南連絡所等で配布しています。市ホームページからもダウンロードできます。

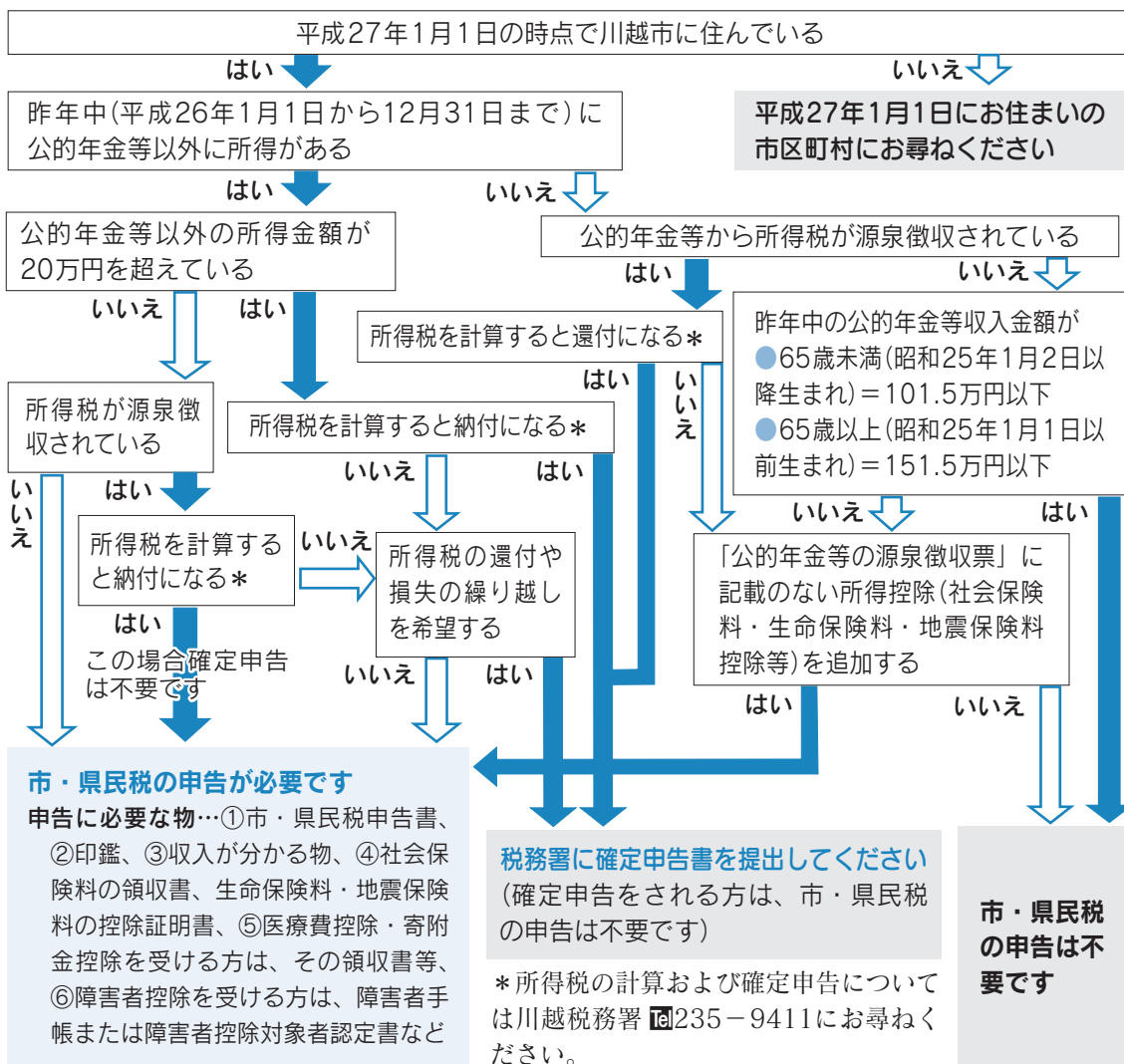
*第1会場では、2月5日(木)からは所得税の還付申告、2月16日(月)からは簡易な確定申告も受け付けます。

申告会場は大変混雑します。郵送での申告にご協力をお願いします。郵送先は〒350-8601川越市役所市民税課

市・県民税申告フローチャート

◆ 公的年金等の収入が400万円以下の方の例 ◆

* 下図は、年金受給者の一例です。その他の収入等詳しくは市ホームページをご確認ください。



所得税および復興特別所得税の還付申告・確定申告

還付申告と確定申告の各相談会場は、開設期間が異なります。

川越税務署(申告案内窓口) ☎235-9411

両会場ともに混雑時は、受付時間中でも受け付けを終了する場合があります。

還付申告の相談会場

東上パールビル地下1階(脇田本町15-13)

受付日時：2月12日(木)～3月5日(木)(土・日

曜日を除く)、午前9時～11時▼午後1時～3時(相談開始は、午前9時30分から)

*駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。

■対象者

給与所得者で医療費控除を受ける方、中途退職者などで年末調整をしていない方、年金受給者で還付要件に該当する方など。
*源泉徴収税額のない方は、還付する金額が生じません。
*事業所得・譲渡所得の申告や住宅借入金等特別控除などの相談は、川越税務署で受け付けます(還付申告も可)。

確定申告の相談会場

川越税務署(並木452-2)

受付日時：2月16日(月)～3月16日(月)(土・日

曜日を除く)、午前8時30分～午後5時

*2月22日(日)・3月1日(日)は受け付けます。

*相談開始は、午前9時です。

*駐車場が狭いため混雑します。公共交通機関をご利用ください。

■対象者

営業等所得・農業所得・不動産所得などがある、2か所以上から給与を受けている、給与収入(年額)が2000万円を超える、土地・建物などの譲渡所得がある、還付申告をする方など。

申告に必要な物

(1) 必ず持参する物

① 収入等が分かる物(平成26年分の源泉徴収票の原本、収入や経費が分かる帳簿など)
*現住所と源泉徴収票の住所・氏名が異なる場合は、住民票の写しが必要。

(2) 印鑑(認め印可)

(3) 筆記用具

(4) 計算用具

⑤ 本人名義の金融機関の口座番号等が分かる物

*税務署から確定申告書またはお知らせのハガキ等が送付されている場合は、忘れずに持参してください。

(2) 医療費控除を受ける方が持参する物

① (1)の①～⑤

② 支払った医療費などの領収書の原本、医療費の支払額を病院別・医療を受けた人別に集計した物

③ 保険金などで補てんされた金額がある方は、その金額が分かる書類

④ おむつ使用証明書等の添付が必要な方は、その証明書など

③ 年金受給者・昨年中に退職した方が持参する物

① (1)の①～⑤

② 昨年中に支払った健康保険・介護保険の領収書、国民年金・生命保険・地震保険の支払(控除)証明書、障害者手帳など

無料税務相談会を開催します

税務全般(給与所得者等の還付申告、白色・青色申告、譲渡・相続等)について、どなたでもお気軽にご相談ください。税理士に依頼している方を除きます。

受付日時：2月7日(土)、午前10時～午後3時30分

会場：東上パールビル8階

問い合わせ：関東信越税理士会川越支部 ☎246-6188

自宅で作成できます

確定申告書は、国税庁ホームページで簡単に作成できます。印刷した書類は郵送等で〒350-8666並木452-2・川越税務署に提出できます。

問い合わせ…e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570-01-5901 (平日、午前9時～午後5時)

国保加入者は所得の申告を

国民健康保険課 ☎224-5833

申告内容は、税額の計算や高額療養費の自己負担限度額、入院時の食事代などを決定する資料になります。次に該当する国保加入者は、必ず市・県民税の申告をしてください。

① 前年中に所得がない方

② 遺族年金や障害年金等の非課税所得のみの方

* 所得税の確定申告をする方は、市・県民税の申告は不要です。

給与支払報告書の連続用紙の申し込み

市民税課 ☎224-5640

来年1月に提出する「平成28年度給与支払報告書」を連続用紙で作成する市内の事業所には、用紙を無料で差し上げます。

昨年度申し込んだ事業所には、申

ひとり暮らしの高齢者等に救急情報キットを配布

高齢者いきがい課 ☎224-5809

救急情報キット(写真)は、かかりつけの医療機関や薬、緊急時の連絡先などの情報を記入して、冷蔵庫に保管しておくことにより、「もしもの時の救急活動に役立てるものです。

民生委員が、日常的な見守り活動の一環として、65歳以上のひとり暮らし高齢者などを訪問し、救急情報キットを配布しています。



込書を送付します。新たに希望する事業所は、2月6日(金)までに、電話で市民税課へ申し込んでください。

給食用物資の納入業者申請を受け付け

保育課 ☎224-5827

市立保育園、あけぼの・ひかり児童園、みよしの支援センターの平成27年度給食用物資納入業者申請を受け付けます。

希望者は、各施設で給食用物資要綱などを確認し、必要事項を記入した申請書を、物資納入を希望する施設に直接提出してください。

条件：市内に店舗または営業所があり、継続して2年以上営業している

業種：穀類、肉類、青果類、鮮魚類、菓子・パン類、牛乳類、豆腐とその加工品、調味料類

申込期間：2月2日(月)～6日(金)、午後1時～4時(郵送不可)

契約期間：前期(4月～9月)と後期(10月～来年3月)、それぞれ1業種につき1業者と契約

問い合わせ：保育課(市立保育園に関するもの・本庁舎3階)▼あけぼの・ひかり児童園 ☎224-7766 ▼みよしの支援センター ☎225-2519

意見募集

提出された意見は、今後の計画および評価書策定の参考にします。また、意見の内容と意見に対する市の考え方を公表します。類似の意見は取りまとめ公表し、個別の回答は行いません。なお、個人情報、公表しません。

提出方法：任意の用紙に意見と、住所・氏名・電話番号を明記し、提出先に郵送(持参・ファクス可)

*市ホームページからも、閲覧・意見の提出ができます。

食品衛生監視指導計画(案)

食品・環境衛生課

Tel 227-5103
Fax 224-2261

市では、食品の安全・安心を確保するため、平成27年度川越市食品衛生監視指導計画(案)を策定しました。より良い計画とするため、同計画(案)に対する意見を募集します。

閲覧・募集期間：1月28日(水)～2月26日(木)(必着)

閲覧場所：保健所・保健医療推進課(本庁舎2階)・市民センター・南連絡所・公民館・図書館

提出先：〒350-1104 小ヶ谷817-1 保健所食品・環境衛生課

住民基本台帳に関する事務全項目評価書(素案)

市民課 ☎224-5744

Fax 226-0433

市では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」による番号制度導入に伴い、住民基本台帳事務において個人番号を含む特定個人情報保護評価書の素案に対する意見を募集します。

閲覧・募集期間：1月26日(月)～2月24日(火)(必着)

閲覧場所：市民課(本庁舎1階)・市民センター・南連絡所・公民館

対象：市内在住・在勤・在学の方
提出先：〒350-8601 川越市役所市民課

期間入札による不動産公売

収税課 ☎224-5694

市が執行する期間入札により次の不動産を公売します。

詳しくは、収税課(本庁舎2階)で配布する「不動産公売案内」または市ホームページをご確認ください。

物件：大字南田島の土地▼敷地面積 1191.2㎡

入札期間：2月13日(金)～20日(金)
会場：収税課

川越市民栄誉章

秘書室 ☎224-5491

平成26年12月25日、川越市出身のプロゴルファーで、日本女子プロゴルフ協会相談役の樋口久子さんに川越市民栄誉章を贈りました。



川越市民栄誉章は、文化、スポーツ等の向上に貢献し、広く市民に敬愛され、社会に明るい希望を与えて市の名を高めるとともに、市民の誇りとなるべき功績をあげられた方に贈るものです。

受章者の樋口久子さんは、昭和42年に日本初の女子プロゴルファーとして活動を始め、同52年には全米女子プロ選手権を制し、男女を通じて日本人唯一のメジャー大会優勝者となるなど、国内外合わせて歴代女子プロ最多となる72勝をあげられました。

また、平成9年から14年間、日本女子プロゴルフ協会会長を務め、現在も相談役として後進の指導に当たるなど、ゴルフ界の発展、向上に尽力されています。

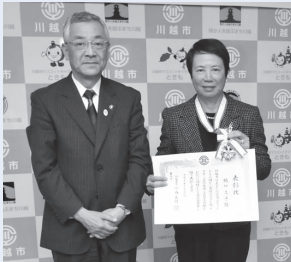
平成15年には日本人初となる世界ゴルフ殿堂入りを果たし、同19年に

紫綬褒章を受章、同26年には文化功労者に選出されました。

市への貢献としても、平成16年、小江戸川越大使就任、同26年、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会川越市支援委員会委員への就任のほか、ゴルフ用品の寄附や講演会の講師などを務められています。

こうしたプロゴルファーとしての輝かしい実績と、ゴルフを通じてスポーツ・文化の発展に多大な貢献をいただいた功績をたたえ、このたび川越市民栄誉章を贈りました。

樋口さんは、受章について「大変な名誉なことです」と話し、市内で開催が予定されている東京オリンピックのゴルフ競技について「成功に向けて微力ながら協力したい」と抱負を語りました。



新町名「中台南1丁目」「中台南2丁目」「中台南3丁目」が誕生します

住所＝市民課 ☎224-5744 ▶土地・建物の所在地＝都市整備課 ☎224-5964

町名地番整理を実施し、次のとおり「住所」および「土地・建物の所在地」を変更します。

変更日	旧大字名	新町名	郵便番号
3月9日(月)	今福の一部・大塚新田の一部	中台南1丁目	350-1150
	今福の一部・南大塚の一部	中台南2丁目	
	今福の一部・南大塚の一部	中台南3丁目	



3月7日(土)・8日(日)、自動交付機を休止します

市民課 ☎224-5744

町名地番整理の実施に伴い、3月7日(土)・8日(日)は、市役所本庁舎1階ロビー・南連絡所・高階市民センター・名細市民センター・大東南公民館・霞ヶ関北市民センターに設置してある印鑑証明・住民票の自動交付機は利用できません。

●「町名地番変更用の住民票」が必要な方

3月9日(月)以降に、身分証明書(免許証・健康保険証など)を持参し、市民課(本庁舎1階)・市民センター・南連絡所・本川越駅証明センターへ申請してください。発行手数料は無料です。

*「町名地番変更用の住民票」は、自動交付機では発行できません。

焼却炉の規制

環境対策課 224-5894

法律や条例により、焼却炉に関する規制が定められています。定められた基準を満たしていない焼却炉は、燃焼温度が十分に上がらないなど、不完全燃焼を起こしやすいため、ダイオキシンを多く発生させてしまいます。そのため、基準に合った焼却炉以外は使用が禁止されています。

また、事業所で焼却炉を設置する場合は、規模に関わらず市への届け出が義務付けられています。設置の予定がある場合は、必ず環境対策課（本庁舎5階）までご連絡ください。

農林業センサスにご協力を

情報統計課 224-6185

2月1日を基準日として、農林水産省所管の「農林業センサス」を全国一斉に実施します。

この調査は、主に地域の農林業の実態を明らかにすることを目的としたものです。調査結果は、農林行政の企画・立案・推進のための基礎資料となります。県知事が任命した調査員が、調査票の記入などのお願いに、農林業経営体を訪問していただきます。ご理解とご協力をお願いします。

ストマ装具等の更新申請

障害者福祉課 224-5785

ストマ装具・紙おむつ等について、4～9月分の日常生活用具費の更新申請を受け付けます。

対象：すでに受給している方で、継続を希望される方

提出方法：3月分までの支給決定通知書に同封された申請書に必要事項を明記し、2月27日(金)(必着)までに〒350-8601川越市役所障害者福祉課

行政委員の選任(敬称略)

職員課 224-5553

教育委員会委員(平成26年12月28日付け)

梶川牧子(67歳・新富町二丁目)

*教育委員会：学校教育・社会教育・文化財保護など教育に関する事務を執行。

バナー広告募集

情報統計課 224-5561

平成27年度分の、市ホームページに掲載するバナー広告を募集します。平成25年度のトップページへの平均月間アクセス数は、約103,000件。市民だけではなく観光客への広告効果も期待できます。掲載の決定は、広告内容を審査して行います。応募方法など詳しくは、市ホームページをご確認ください。

募集期間…3月6日(金)(必着)まで

*応募期間終了後も、空きがある場合は随時受け付けます。

掲載期間…4月～平成28年3月(1か月単位)

広告料…月30,000円(長期掲載は割引有り)



ここに掲載

「ウエスタ川越」オープンに伴い

南公民館が移転します！

南公民館 243-0038 240-1968

南公民館は、4月1日(水)から「ウエスタ川越」(新宿町1丁目17-17)に移転します。電話・ファクス番号は変わりません。

*現在の南公民館は、移転準備のため、3月16日(月)から休館になります。

*移転後の一般利用は、4月6日(月)から開始します。

●移転後の貸し出し施設の概要 単位：円

名称	定員	午前	午後1	午後2	夜間
講座室1号	60人	2,100	1,750	1,750	1,750
講座室2号	60人	2,050	1,700	1,700	1,700
講座室3号	30人	1,150	950	950	950
講座室4号	30人	1,000	850	850	850
講座室5号	30人	1,100	900	900	900
和室(15畳)	18人	900	750	750	750
実習室	30人	1,100	900	900	900

時間の区分

午前=午前9時～正午

午後1=午後1時～3時30分

午後2=午後4時～6時30分

夜間=午後7時～9時30分

※講座室5号は、ピアノ1台が備え付けられ、音楽室になります。和室は水屋付き、実習室は調理台が4台設置されています。

20歳になったら「国民年金」

市民課 224-5764

国民年金は、老後の所得保障の制度です。また、病気やけがで重い障害が残ったときなどに年金が支給され、人生の「万が一」もサポートする公的年金制度です。20歳になったら国民年金に加入し、保険料を納めましょう。

保険料を納めないでいると、老後の年金が受け取れなかったり、年金額が少なくなったりすることがあります。また、障害が残った場合に障害基礎年金が受け取れなくなる場合があります。

保険料は納付書による現金での納付以外に口座振替が可能です。また、前納（前納）や該当月の月末の口座引き落とし（早割）にすると割り引きになる制度があります。また、クレジットカードやインターネットで納付することもできます。詳しくは、川越年金事務所 224-2657 にお尋ねください。

保険料納付が困難な方は、免除制度（納付猶予）や学生納付特例制度があります。ご相談ください。

なお、就職して厚生年金や共済組合に加入している方は、国民年金の加入手続きは不要です。

収納窓口の時間延長と休日収納窓口の開設

市税・国保税 224-5691
介護保険料 224-5817

昼間や平日に納付・来庁が困難な方は、ぜひご利用ください。納税・納付相談も同時に行います。

納付できる税金・保険料の種類：個人市県民税、法人市県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料（65歳以上）。2月9日（月）以降の市役所本庁舎のみです。

● 収納窓口の時間延長（午後7時まで）

受付日	受付窓口 (市民センター)	受付窓口 (市役所本庁舎)
2月(月) 6日(金)	古谷・南古谷・高階	収納課⑥番窓口(2階)
2月(火) 9日(月)	福原・大東・霞ヶ関北	収納課⑥番窓口(2階)
2月(木) 12日(木)	霞ヶ関・名細・川鶴	介護保険課⑤番窓口(3階)
2月(金) 13日(金)	芳野・山田	介護保険課⑤番窓口(3階)

* 市民センターでの納税・納付相談は、午後5時15分以降に受け付けします。

● 休日収納窓口の開設

日程	開設時間	受付窓口 (市役所本庁舎)
2月15日(日)	午前8時30分～正午	収納課⑥番窓口(2階) 介護保険課⑤番窓口(3階)

～ひとくち情報～ ミニ・インフォメーション ～ひとくち情報～

- わくわく川越商品券の利用者アンケートにご協力を 産業振興課 224-5934
インターネットに接続できるパソコンなどをもち、同商品券を購入した方を対象にアンケートを行っています。詳しくは、市ホームページの「トピックス一覧」をご確認ください。締め切りは2月15日(日)です。
- 川越市防災会議を開催 防災危機管理課 224-5554
川越市地域防災計画の修正について。2月3日(火)、午後2時～。7AB会議室(本庁舎7階)。傍聴は5人(抽選)。当日、午後1時～1時40分に会場で受け付け。
- 病児保育室「おさなのゆりかご」の電話番号が変わりました こども育成課 224-5724
新しい番号は 265-8800です。なお、施設はおせきこどもクリニック(砂新田2丁目8-6)内にあります。
- 耐震改修住宅の所得税控除 建築指導課 224-5974
昭和56年5月31日以前に建築された自ら居住している既存住宅を、平成26年中に耐震改修工事を行った場合、所得税額の特別控除が受けられます(要確定申告)。申告時に必要な証明書は、建築指導課(本庁舎5階)で無料交付します。
- 医療に関する意識調査にご協力を 保健医療推進課 224-5832
保健医療計画における施策の参考とするため、20歳以上の市民の皆さんから無作為に選んだ2,000人に調査票を送付しました。まだ提出されていない方は、2月2日(月)(消印有効)までに郵送してください。
- 本庁舎耐震改修工事を実施中 管財課 224-5633
2月2日(月)～9日(月)(平日)の期間、市役所西・北側道路の一部を片側通行止めにして作業を行います。混雑が予想されますので、来庁の際は公共交通機関や自転車をご利用ください。
- 訂正 1月10日発行の広報川越No.1334・7ページ、第1262号(平成24年1月10日)の説明文の中 広報室 224-5495
誤=平成22年に川越市が市制施行90周年を迎えました。正=平成24年に川越市が市制施行90周年を迎えました。ご迷惑をお掛けしました。